

後期高齢者医療制度の自己負担限度額（月額）

令和7年4月1日現在

負担割合	適用区分			自己負担限度額（1 か月あたり）※5		療養病床以外の入院時の食事代（1 食あたり）
				外来【個人単位】	外来＋入院【世帯単位】	
3割	住民税課税世帯	現役並み所得者 ※1	現役Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円＋（10割分医療費－842,000円）×1% 4回目以降 ※6 140,100円		510円 ※9
			現役Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円＋（10割分医療費－558,000円）×1% 4回目以降 ※6 93,000円		
			現役Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円＋（10割分医療費－267,000円）×1% 4回目以降 ※6 44,400円		
2割		一定以上所得者	一般Ⅱ 課税所得2 8万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額が2 0 0万円以上（被保険者が2 人以上の世帯は3 2 0万円以上）」	18,000円または6,000円＋（10割分医療費－30,000円）×10%の低い方 ※7	57,600円 4回目以降 ※6 44,400円	
1割	住民税非課税世帯	区Ⅱ ※3		8,000円		24,600円
		区Ⅰ ※4			15,000円	190円（90日を超える入院）※10

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」）がいる人。ただし、住民税課税所得が145万円以上でも、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、申請により窓口の負担割合が1割または2割負担になります。

- (1) 同じ世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満の場合
- (2) 同じ世帯に被保険者が1人で、70歳以上75歳未満の方を含めた収入の合計額が520万円未満の場合
- (3) 同じ世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の収入の合計額が520万円未満の場合

※2 住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方

※3 住民税非課税世帯で区Ⅰに該当しない方

※4 住民税非課税世帯かつ各種所得額から必要経費を差し引いた所得（給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除。公的年金控除は80万円（令和7年8月以降は80万6,700円。控除額は今後変更される可能性があります。）として計算します。）が0円または老齢福祉年金を受給している方

※5 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障がい認定で加入する方を除く。）は、加入した月の自己負担限度額が2分の1に調整されます。

※6 過去12か月以内に同じ世帯の被保険者が、外来＋入院の高額療養費の支給を4回以上受けている場合の自己負担限度額です。

※7 10割分医療費が3万円未満のときは3万円として計算します。令和7年10月1日以降の自己負担限度額は18,000円になります。年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額合計の限度額は144,000円となります。

※8 年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額合計の限度額は144,000円となります。

※9 課税世帯で北海道の発行する指定難病（特定疾患）の医療受給者証をお持ちの方は1食300円になります。

※10 過去12か月以内で、北海道後期高齢者医療広域連合から区Ⅱの認定を受けている期間のうち、入院日数が通算90日を超えた場合の1食あたりの食事代です。ただし、申請が必要になります。